# 訪問看護ステーション希望運営規程

### (事業の目的)

第1条 株式会社希望が開設する訪問看護ステーション希望(以下「事業所」という。)が行う指定訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師その他の従業者(以下「看護師等」という。)が、かかりつけの医師が指定訪問看護の必要を認めた利用者に対し、適正な指定訪問看護を提供することを目的とする。

#### (運営の方針)

- 第2条 事業所の看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、 回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援す る。
  - 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な 連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

#### (事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
  - (1) 名称 訪問看護ステーション 希望
  - (2) 所在地 奈良県大和高田市神楽3丁目1番20号 サンプラザ神楽306号

### (職員の職種、員数及び職務内容)

- 第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。但し、健康保険法 とその他関連法に定める基準の範囲内において適宜職員を増減することができる。
  - (1) 管理者: 1名(看護師と兼務) 管理者は、事業所の従業者の管理及び指定訪問看護の利用の申込みに係る調整、 業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。
  - (2) 看護師等:保健師、看護師又は准看護師 2. 5名以上(常勤職員1名以上) 看護師等は、訪問看護計画に基づき指定訪問看護の提供に当たる。
  - (3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士:必要に応じて雇用し配置する。
  - (4) 精神保健福祉士、看護補助者及び事務職員等:必要に応じて雇用し配置する。

# (営業日及び営業時間)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
  - (1) 営業日:月曜日から金曜日とする。但し、国民の祝日、年末年始 12 月 29 日から 1月3日までを除く。
  - (2) 営業時間:午前9時00分から午後6時00分までとする。

(3) 電話等により、24 時間常時連絡が可能な体制とする。

### (訪問看護の内容及び利用料等)

- 第6条 指定訪問看護の内容は、次のとおりとする。
  - (1) 病状・障害の観察
  - (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
  - (3) 食事及び排泄等日常生活の世話
  - (4) 褥瘡の予防・処置
  - (5) 生活に必要なリハビリテーション
  - (6) 認知症患者の看護と指導
  - (7) 精神障害者等の看護と指導
  - (8) 療養生活や介護方法の指導
  - (9) 家族等の精神的支援
  - (10) その他医師の指示による医療処置
  - 2 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるもの とし、当該指定訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合に 応じた額とする。
  - 3 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
    - (1) 実施地域を超え事業所から片道概ね15キロメートル未満 500円
    - (2) 実施地域を超え事業所から片道概ね 15 キロメートル以上 5 キロメートルにつき 100 円を加算
    - (3) 但し、精神科訪問看護指示書に基づく指定訪問看護については、交通費等の実費を 徴収しないものとする。
  - 4 死後の処置料は、10,000円とする。
  - 5 前3項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で 説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

### (通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、大和高田市、橿原市、桜井市、御所市、香芝市、葛城市、 広陵町、高取町、明日香村の区域とする。

## (緊急時等における対応方法)

第8条 看護師等は、指定訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた ときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、 適切な処置を行うこととする。

#### (虐待防止に関する事項)

- 第9条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
  - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
  - (2) 虐待防止のための指針の整備
  - (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

### (その他運営についての留意事項)

- 第10条 事業所は、看護師等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるもの とし、また、業務体制を整備する。
  - (1)採用時研修 採用後3ヶ月以内
  - (2)継続研修 年4回
  - 2 事業所は、すべての従業者に対し、健康診断等を定期的に実施するとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じるものとする。
  - 3 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
  - 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、 従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用 契約の内容とする。
  - 5 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動 又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによ り従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じ るものとする。
  - 6 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するため の、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に 従い必要な措置を講じるものとする。
  - 7 サービスに関する利用者からの苦情に対して、円滑かつ迅速に対応するため、担当者の配置、改善措置、記録の整備等必要な措置を講じる。
  - 8 事業所は、必要な記録・帳簿等を整備し、保存する。記録の保存期間は、サービス提供の 日から5年間とする。
  - 9 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社希望と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 附則 この規程は、平成30年6月1日から実施する。 この規程は、平成30年8月1日から実施する。

- この規程は、平成30年9月1日から実施する。
- この規程は、令和6年3月1日から実施する。